

J R 東海労働関西地「申」第2号
2 0 1 8 年 7 月 1 0 日

東海旅客鉄道株式会社
新幹線鉄道事業本部関西支社
支社長 松 寄 道 洋 殿

JR東海労働組合新幹線関西地方本部
執行委員長 畑 野 浩 孝

「大阪北部地震」に関する申し入れ

6月18日、7時58分頃、大阪府北部を震源とするマグニチュード6.1の地震で、大阪市北区・高槻市・枚方市・茨木市・箕面市の5市区で最大震度6弱を観測し、家屋損壊等大きな被害が発生した。東海道新幹線では、地震発生直後から一部の区間が不通となり、点検の結果、新大阪～米原間が同日の12時50分までに、山陽新幹線は新大阪～岡山間の上り線が同日の14時58分までにそれぞれ列車の運転を再開した。

しかし、新大阪～京都間では線路設備点検の結果、一部軌道上に不具合が見つかり緊急徐行を行うなど、終日大規模輸送障害に繋がった。また、京阪神圏のJ R西日本の路線や私鉄などで軒並み運転が見合わせられ、交通網が麻痺し社員の通勤手段が寸断された。

当日、出勤出来ない社員が多数発生した中で一部社員に対して、現場管理者から出勤を強要するような言動があったと聞いている。

今回の震災による東海道新幹線の高架橋及び施設の被害状況等、未だに労働組合への説明がないこと。及び通勤障害による会社対応等、多くの問題点が発生している。

よって、下記の通り申し入れるので早急に労使協議の場を設定すること。

記

1. 今回の地震による東海道新幹線への被害状況を明らかにすること。
2. 新幹線運行中での気象庁発表の震度6弱は過去最大震度であったと考えられる。震度6弱を計測した沿線地震計はあったのか明らかにすること。
3. 高架橋及び施設への被害状況の詳細を明らかにすること。
4. 地震発生時当該区間を走行中への新幹線車両への損傷は、なかったか明らかにすること。また、損傷が発生していたのであれば、具体的に明らかにすること。

5. 大阪北部地震による停電が、東京から小田原間でも発生したが、その理由を明らかにすること。
6. 当日、出勤の社員は通勤障害で出勤がままならない状況であった。現場管理者からの出勤要請はどのように行ったのか明らかにすること。
7. 当日、通勤障害で出勤出来ない社員に対して、管理者から「今日中に出勤して欲しい」、「徒歩で出勤してきた社員もいる」等、出勤を強要するような言動があった。会社の見解を明らかにすること。
8. 当日、通勤障害で「出勤出来ない社員」及び「出勤が遅れた社員」に対する勤務認証を明らかにすること。また、通勤障害で出勤が遅れた社員が勤務に就き、翌日、超勤等が発生した場合の勤務認証を明らかにすること。
9. 大阪第二運輸所職場の食堂に通じる階段壁にひび割れが起こり、修理が施工されたが、今回の地震の影響によるものか明らかにすること。
10. 会社は、今回の地震による社員の自宅等の被害調査を実施していない。その理由を明らかにすること。

以上